

子どもの性行動の理解と対応に関する 児童養護施設職員向け研修プログラムの開発と実施

藤原 映久¹ 榊原文²
(¹保育学科 ²島根大学医学部看護学科)

On the development and implementation of training program about understanding and coping of the child sexual behavior for care workers at residential child care home

Teruhisa FUJIHARA, Aya SAKAKIHARA

キーワード：子どもの性行動、児童養護施設、研修プログラム
child sexual behavior, residential child care home, training program

1. はじめに

近年、児童養護施設における児童間暴力が社会的養護における問題として強い関心を集めている。2008年の児童福祉法の改正においても、児童間暴力の放置が被措置児童虐待の一形態として位置付けられた。児童養護施設における児童間暴力には、身体的暴力、心理的暴力のみならず、性を利用した力の支配の一形態としての性暴力が存在する。この児童間の性暴力は以前より多数存在し、かつ世代を超えて施設内で連鎖することも指摘されている(杉山ら, 2009)。そして、森田(2004)によれば、性被害が子どもの人格にもたらすダメージは極めて深刻であり、自殺、無差別的性行動、PTSD、解離などの症状を引き起こす。

なお、厚生労働省(2014)によれば、2008年における児童養護施設入所児童の53.4%は虐待を受けた児童である。2013年の児童相談所への虐待相談件数が過去最高を記録し、7万件を超えたことを考えると、現時点での児童養護施設入所児童における被虐

待児童の占める割合はさらに高いと推測される。このような状況の中、家庭において暴力やネグレクトの被害にあった児童が、その安心・安全を確保するために入所した児童養護施設の中で児童間暴力という形で再び暴力被害にあうことは、本来あってはならない。中でも、人格への被害が極めて深刻とされる性暴力を生じさせてはならない。しかし、田嶋(2011)が指摘するように、児童養護施設のように閉鎖性の高い集団生活の場は、暴力が生じやすく連鎖しやすい。また、被虐待児童は、その特徴として攻撃性の高さが指摘されている上(西澤, 1994)、性虐待を受けた子どもは性的被害を呼び込みやすく、性的加害行為も生じやすいとされる(杉山ら, 2009)。杉山ら(2009)は、性虐待の被害を含め虐待児童が多数入所する児童養護施設の現状を踏まえて、児童養護施設は性暴力のハイリスク集団であるとまで述べている。

このような現状から、児童養護施設は児童間暴力の防止活動に十分な力を入れる必要がある。中でも

児童間性暴力の防止は最優先の課題であり、そのためには、性暴力を含めた性問題行動全般へのアプローチが不可欠である。既にいくつかの児童養護施設において児童の性問題行動の発生と再発を防止するための先駆的な取り組みが実施されている（榊原ら, 2010; 榊原ら, 2011; 山口, 2011; 鎧塚, 2010; 吉野, 2011）。しかし、平成25年3月末において全国には595か所の児童養護施設が存在しており（厚生労働省, 2014）、その多くにおいて、性問題行動の防止に取り組むための方法は模索状態と推測される。

児童養護施設に入所する児童は、幼児から高校生までと年齢の幅が広い。このような児童集団における性問題行動を防止するに当たっては、性行動と暴力に関する基本的な知識が不可欠である。これは、発達水準に照らし合わせて正常な性行動とそうでない性行動の区別及び、暴力と判断すべき性行動とそうでない性行動の区別に関する知識である。つまり、何をもって性問題行動と判断するかの基準である。比較的よく使用される基準としては、プライベートパーツへの接触とその露出を軸とした性行動のルール（Bonner et al., 1995）を挙げることができる。この基準は明確であり、子どもたちに社会的に不適切な性行動を教える上で実用的な基準であるが、当該の性行動が有する問題の程度を判断するものではない。しかし、児童養護施設職員が入所児童の性問題行動を扱う場合、その程度に応じた対応が求められる。つまり、単に性問題行動か否かのみならず、その程度の判断が必要となるが、基準が明らかでなければ、その判断が職員個々人の感覚に任されることになり、児童養護施設としての組織的な対応が困難である。

そこで本研究では、性問題行動を判断する基準を試験的に提示するとともに、その基準を用いて開発した「子どもの性行動の理解と対応に関する児童養護施設職員向けの研修プログラム」の概要と実践を報告する。

2. 子どもの性行動の理解と対応に関する児童養護施設職員向け研修プログラム

1) 研修目標

本研修プログラムでは、以下の2点を研修目標として設定した。

- ・子どもの性問題行動とそうでない性行動の区別ができる
- ・子どもが示す様々な性行動に遭遇した際の適切な対処法を知る

2) 性問題行動の判断基準

本研修プログラムでは、性行動を「性に関するあらゆる行動」と定義する。また、性問題行動を「社会的に許容されない性行動であるとともに、当該児童の発達水準や年齢にそぐわない性行動、もしくは、自他の心身を傷つける性行動」と定義した上、2段階の基準で判断する。

第1段階は、Bonner et al (1995) が提案する性行動のルールに基づく基準である（表1）。性行動のルールに反する場合、性問題行動である可能性が高いと判断する。

第2段階において、当該の性行動が性問題行動であるか否か及び、その程度を判断する。この際に、逸脱性、加害－被害性、道具性の3つの視点を使用する（表2）。逸脱性及び加害－被害性は、米国のNCSBY (NATIONAL CENTER ON SEXUAL BEHAVIOR OF YOUTH) が公開するファクトシート (NCSBY, 2004) から整理した概念である。NCSBY (2004) において「問題のある性行動」とされる性行動は、「①出現頻度の稀さ、自他による行動コントロールの困難さ、性のアピール性（性化行動）の高さ等から判断して、ある性行動がその児童の発達水準や年齢における一般的な性行動から大きく逸脱する場合」と「②児童間の力（年齢、知的能力、体格、腕力等）の差を背景に性を暴力の手段として用い、児童間に加害－被害関係が生じる場合」の2つに整理することができる。①、②いずれの性行動も本研修プログラムが定義する性問題行動に該当し、その程度が大きくなれば、性問題行動の深刻さを増すことになる。そこで、我々は①の程度を判断する基準を「逸脱性」、②の程度を判断する基準を「加害－被害性」と名付け、本研修プログラムにおいて性問題行動であるか否か及び、その程度を判断する

表1 性行動のルール

ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・他人のプライベートパーツを見たり、触ってはいけない ・自分のプライベートパーツを見せたり、触らせてはいけない ・他人から見える所で自分のプライベートパーツを触ってはいけない ・性的な言動で他者を不快にさせてはいけない ※プライベートパーツ：水着で隠れる部分（と口）
例外	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴時にプライベートパーツが見えること ・医師が診察や治療でプライベートパーツを見たり触ること ・大人が小さい子どもの世話をする時にプライベートパーツを見たり触ること

表2 性問題行動か否か及び、その程度を判断する3つの視点

視点	具体的な状況
逸脱性	<ul style="list-style-type: none"> ・よく知らない子ども同士での性行動など、稀な性行動 ・日常生活に支障がでる程に、高頻度で継続的に生じる性行動 ・自他によるコントロールが困難で、止めることが極めて難しい性行動 ・性の過剰なアピール（他者からの性的接触を求めたり、他者を性的に活性化させる言動の意識的 / 無意識的な表出を行う） ・その他、年齢や発達水準からして稀な性行動
加害一被害性	<ul style="list-style-type: none"> ・当時者同士に力（年齢、知的能力、体格、腕力、…）の差がある性行動 ・暴力（強制的であり、人の心身を傷つける行為）が認められる性行動
道具性	<ul style="list-style-type: none"> ・性的言動で自分に注意を引き付け、大人や他児の反応を引き出す行為（性的アピールやニュアンスは弱い。注意獲得行動の要素が強く、性的言動をコミュニケーションの道具として不適切に使用している）

※逸脱性及び加害-被害性の具体的な状況は、NCSBY（2004）より引用、一部改変

基準の視点として採用した。

なお、道具性とは、性的な言動を用いて周囲の注意を獲得するなど、性行動が不適切なコミュニケーションの道具になっている程度を判断する視点である。著者らの児童臨床の経験から判断すると、性行動は幼児から思春期まであらゆる年齢層の児童の興味関心の的であり、注意獲得行動の一つとして性行

動を用いる児童も珍しくない。しかし、性をコミュニケーションの道具に使うことは、社会的に不適切なだけではない。杉山ら（2009）が指摘するように児童養護施設が性暴力のハイリスク集団であるならば、性がコミュニケーションの道具として使用される延長線上に性暴力が発生する危険性は極めて高いと考えられる。よって、道具性は性問題行動であるか否か及び、その程度を捉える上で見逃せない視点と判断して採用した。

3) プログラムの内容と実施方法

本研修プログラムは「子どもの性行動の見極めと対応」と題し、講義とワーク1, 2から構成された。

(1) 講義

講義では子どもの性行動に関して以下の①～⑨の内容が用意された。

- ① 性行動が生じる多様な背景
- ② よくある性行動
- ③ 性的遊び
- ④ 2～12歳の子どもの稀な性行動
- ⑤ 性問題行動
- ⑥ 性問題行動の特徴
- ⑦ 性行動のルール
- ⑧ 性的虐待と性行動
- ⑨ 性的虐待で性行動が生じる理由

①については、Nancy（2009）が示す内容に基づいて、②～⑥についてはNCSBYが公開するファクトシート（NCSBY, 2004）に基づいて解説する。

また、⑦はBonner et al（1995）が示す内容に基づいて解説した上で、性行動のルールが存在する理由を「自分の体は全て自分だけのものであり、プライベートパーツは、体の中でも特に大切な部分であるから、性行動のルールは自分と相手の大切な体を守るためにある」と説明する。⑧についてはNancy（2009）及びFaller（1993）を参考に、⑨については西澤（1994）を参考に解説を行う。

また、本研修プログラムが採用する性問題行動の判断基準に関しては、第1段階の性行動のルールを⑦において、第2段階の性問題行動か否か及び、その程度を判断する基準（逸脱性、加害一被害性、道具性）を④、⑤、⑥において示す。

表3 架空の事例に与えられた5つの条件と妥当とされる判断

条件	年齢		A君とB君の関係	その他の情報	判断
	A君	B君			
1	5歳	4歳	1年前から同室で、普段からよく遊んでいる。	「恥ずかしい事だから止めよう」と施設職員が注意するとA君はしようとしなくなったが、B君はしつこくA君の性器を触ろうとする。	2
2	9歳	10歳	A君は1年前から入所しているが、B君は今日入所したばかりであり、2人の間にそれまでの面識は全くない。		2
3	12歳	6歳	2年前から同室。A君は小さい子の面倒見がよく、B君もA君を慕っている。お風呂も一緒に入っている。		2 or 3
4	4歳	5歳	同級生で、2年前から同室。よく一緒に遊んでいるが、互いに譲らず、大喧嘩になることがある。	中学生が隠していた週刊誌のヌードグラビアを一緒に見ていたこともあったが、1度注意したら2人とも見なくなった。今回の件も、注意した後は同様の行動は観察されない。	1
5	12歳	7歳	A君は普段からB君に威圧的で、用事を言いつけたり、命令したりしている。B君はおびえながら黙ってA君の言うとおりにしている。		3

※判断の欄の数値は、「逸脱性」、「加害-被害性」、「道具性」の視点から性問題行動の程度を判断した場合、用意された1, 2, 3の評価のいずれが適当かを示している

なお、性問題行動の中でも加害-被害関係を伴う性暴力が最も深刻であるが、その防止には児童間暴力全般に対するアプローチが不可欠である。よって、本研修においても、講義の前段にてその旨を説明の上、講義を行っている。

(2) ワーク

【ワーク1】

ワーク1では、個人ワーク及びグループワークを通して、性行動のルールに反する事例が「逸脱性」、「加害-被害性」、「道具性」の視点から、どのくらい問題視されるべきかの総合的な判断が求められる。用いる事例は、架空の事例か、実際に養護施設で生じた事例である。架空の事例としては、「A君とB君が、ズボンをずらして、互いの性器を見せたり、触ったりしている」が、用意されている。この事例を用いる場合、表3に示す5つの条件が与えられた上で、事例の性行動を以下の1～3で評価すること、そのように評価される理由が求められる。

1. まず問題なし。発達上よくある行動であり、言葉による適切な指導を行うだけでOKの可能性大。
2. 問題あり。背景に何らかの問題を抱えている可能性があり、十分な注意を要する。
3. 問題あり。背景に大きな課題を抱えている可能性があり、専門家の助けを要する。

【ワーク2】

ワーク1で性問題行動の基本的な見極めを扱ったため、ワーク2ではより発展的に、事例を用いた性問題行動の見極めから対応までをグループワークで検討する。なお、ワーク2は榊原ら(2010)が児童養護施設職員への研修で行ったグループワークと同じ内容である。

3. 研修プログラムの実施状況

1) 対象者

中国地方A県内の2つの児童相談所及び当該児童相談所が措置を行っている児童養護施設の職員を中

心とした児童福祉関係の職員が参加した（表4）。

表4 参加者の内訳

単位：人

	児童養護 施設職員	乳児院 職員	児 童 相談所 職員	その他	合 計
1回目	11	0	6	0	17
2回目	32	1	20	1	54

2) 実施時期と実施回数

本研修プログラムは、平成25年度に中国地方A県内の2つの児童相談所がそれぞれに開催した研修会において、1回ずつ計2回実施された。

3) 1回目と2回目の相違

1回目と2回目の実施内容は基本的に同じであるが、ワーク1の内容及び講義の量に違いがある。

(1) ワーク1の内容の違い

ワーク1においては、1回目は実際の事例が、2回目は架空の事例が用いられた。1回目で実際の事例が用いられたのは、対象者となった児童養護施設職員全員が同一施設の職員であったため、研修をより実践的、効果的にするねらいから当該施設の事例を用いたことによる。また、2回目の研修で架空の事例が用いられたのは、対象が複数の児童養護施設職員に渡ったため、プライバシーの保護を考慮したことによる。

(2) 講義の量の違い

1回目では①～⑦までの講義しか実施されなかったが、2回目では①～⑨まで全ての講義が実施された。これは、「性的虐待を受けた児童も生活する児童養護施設においては、性的虐待と性問題行動の関連に関するより正確な知識が不可欠である」との理由から、講義の⑧（性的虐待と性行動）及び⑨（性的虐待で性行動が生じる理由）をプログラムの改善を目的として、2回目で追加したことによる。

4) 実施に要した時間

1回目、2回目ともに約3時間～3時間半程度の時間を要した。

5) 評価

アンケートの実施により行われた。アンケートでは、研修開始前に2点の研修目標の必要性を「全く

必要ない」「あまり必要ない」「まあまあ必要」「かなり必要」の4件法で尋ね、研修終了後には2点の目標の達成度を「全く達成できなかった」「あまり達成できなかった」「まあまあ達成できた」「かなり達成できた」の4件法で尋ねた。必要性の評価を行ったのは、研修目標が参加者のニーズに則したものであるかを確認するためである。また、自由記述による意見も求めた。

なお、児童相談所職員はアンケートの対象から外し、児童養護施設を中心とした施設職員のみをアンケートの対象とした。対象人数は、1回目の研修が11名、2回目の研修が34名であったが（表4）、2回目の研修においてアンケートが回収できたのは32名であった。

6) 倫理的配慮

アンケートの実施に際しては、研究目的でのみ実施すること及び個人の回答を問題にしたり、公開することがないことを明示した上で協力を求めた。

4. 結果

1) 研修目標の必要性

表5に「子どもの性問題行動とそうでない性行動の区別ができる」との研修目標に対する評価結果を示す。1回目、2回目を合わせて、「かなり必要」もしくは「まあまあ必要」と回答した人数は42名中41名と極めて多い上、「かなり必要」と回答した人数も31名と多い。また、「全く必要ない」と回答した者はおらず、「あまり必要ない」と回答した者も2回目で1名いたのみであった。以上、参加者がこの研修目標を必要と考える傾向が強く示された。

表5 研修目標「子どもの性問題行動とそうでない性行動が区別できる」の必要性 単位：人

	1回目	2回目	全体
全く必要ない	0	0	0
あまり必要ない	0	1	1
まあまあ必要	1	9	10
かなり必要	10	21	31
合 計	11	31	42

表6 研修目標「子どもが示す様々な性行動に遭遇した際の適切な対処方法を知る」の必要性

単位：人

	1回目	2回目	全体
全く必要ない	0	0	0
あまり必要ない	0	1	1
まあまあ必要	2	2	4
かなり必要	9	28	37
合計	11	31	42

表6に「子どもが示す様々な性行動に遭遇した際の適切な対処法を知る」との研修目標に対する評価結果を示す。1回目、2回目を合わせて、「かなり必要」もしくは「まあまあ必要」と回答した人数は42名中41名と極めて多い上、「かなり必要」と回答した人数も37名と非常に多い。また、「全く必要ない」と回答した者はおらず、「あまり必要ない」と回答した者も2回目で1名いたのみであった。以上、参加者がこの研修目標を必要と考える傾向が強く示された。

2) 研修目標の達成度

表7に「子どもの性問題行動とそうでない性行動の区別ができる」との研修目標に対する達成度の評価結果を示す。1回目、2回目を合わせて、「かなり達成できた」もしくは「まあまあ達成できた」と回答した人数は42名中37名と多いが、「かなり達成できた」と回答した人数は8名であり、多いとは言えない。また、「全く達成できなかった」と回答した者はいなかったが、「あまり達成できなかった」と回答した者は、1回目で1名、2回目で4名の計5名いた。以上、この研修目標に関して、ある程度の達成度が認められた。

表7 研修目標「子どもの性問題行動とそうでない性行動が区別できる」の達成度

単位：人

	1回目	2回目	全体
全く達成できなかった	0	0	0
あまり達成できなかった	1	4	5
まあまあ達成できた	7	22	29
かなり達成できた	3	5	8
合計	11	31	42

表8 研修目標「子どもが示す様々な性行動に遭遇した際の適切な対処方法を知る」の達成度

単位：人

	1回目	2回目	全体
全く達成できなかった	0	0	0
あまり達成できなかった	1	6	7
まあまあ達成できた	8	22	30
かなり達成できた	2	3	5
合計	11	31	42

表8に「子どもが示す様々な性行動に遭遇した際の適切な対処法を知る」との研修目標に対する達成度の評価結果を示す。1回目、2回目を合わせて、「かなり達成できた」もしくは「まあまあ達成できた」と回答した人数は42名中35名と多いが、「かなり達成できた」と回答した人数は5名であり、多いとは言えない。また、「全く達成できなかった」と回答した者はいなかったが、「あまり達成できなかった」と回答した者は、1回目で1名、2回目で6名の計7名いた。以上、この研修目標について、ある程度の達成度が認められた。

3) 自由記述

自由記述では、「年齢差が大きな問題となるとはあまり考えてもいなかった」、「これまで軽く、甘く考えていた」、「スキンシップと年齢の関係について考えていきたい」、「性問題について何が問題なのか、対応・アプローチの仕方など具体的な説明があり、取り組みそうだ」、「性問題が起きた時の具体的な声かけが勉強になった」などの内容が認められた。これらの記述からは、本研修プログラムの受講が、子どもの性行動の理解と対応に関する知見を促進させたことがうかがえる。

また、1回目の研修のワーク1に関する自由記述からは「実体験に基づいており、具体的な話ができるため参考になった」など、当該施設における実際の事例を用いたことに対する肯定的な記述も認められた。さらに1回目、2回目を通じて、「ロールプレイを実施する」、「グループ内のディスカッションをもう少し長くする」、「事例検討の時間がもっとあるとよい」など、事例を軸にしたロールプレイやディ

スカッションを行うように求める改善希望が認められた。

なお、「現状では今回のような丁寧な対応が難しいのも否定できない」といった、研修内容を現場へ適用することへの限界を指摘する記述も認められた。

5. 考察

本稿では、子どもの性行動の理解と対応に関する児童養護施設職員向けの研修プログラムの実践を報告した。

本研修プログラムの参加者は、「子どもの性問題行動とそうでない性行動が区別できる」及び「子どもが示す様々な性行動に遭遇した際の適切な対処方法を知る」との2つの研修目標に対して強い必要性を感じていた。よって、2つの研修目標は、研修に参加した児童養護施設職員のニーズに沿ったものであり、本研修プログラムの目標設定は妥当であったと判断できる。

一方、研修目標の達成度に関しては、表7、表8を見る限り、十分に満足できる目標達成には至ったとは言えないが、ある程度の達成度が認められた。また、自由記述からは、本研修プログラムの受講が子どもの性行動の理解と対応に関する知見を促進させたことも示唆されており、プログラムの改善により、目標達成の度合いを高めることが十分に可能であると考えられる。

改善策の案は、自由記述から見えてくる。例えば、ワーク1に関する「実体験に基づいていて具体的な話ができるため参考になった」との記述からは、研修参加者が勤務する施設における実際の事例を用いることのメリットが示唆される。しかし、「年齢差が大きな問題となるとはあまり考えてもいなかった」、「これまで軽く、甘く考えていた」などの記述からは、性問題行動の見極めの甘さが認められることから、性問題行動か否か及び、その程度を見極めるためのポイントが際立つ事例の必要性がうかがえる。そのためには、複雑で情報量の多い実際の事例よりも、実施2回目のワーク1で用いたような単純化された架空事例が適している。以上から、ワーク

1においては、研修参加者が性問題行動の見極めに関して基礎的理解を有する場合は、実際の事例を用い、そうでない場合は、本稿で紹介した架空の事例を用いることが適当と考える。実際の事例の使用は、プライバシー保護の観点から考えると、施設内研修で本研修プログラムを実施する場合などに限定されるが、参加者が事例を十分に共有しているため、ワークが活性化し、理解がより深まるメリットがあると考えられる。

また、「ロールプレイを実施する」との記述からは、知識的な理解だけでなく体感的・経験的な理解の必要性がうかがえる。特に性問題行動への対応に関しては、実際の場面でタイミングを逃すことなく適切な対応を行うためには、事前練習としてのロールプレイは有効であると考えられる。

「グループ内のディスカッションをもう少し長くする」、「事例検討の時間がもっとあるとよい」といった記述からは、ワークの時間の短さが指摘されている。時間の短さは、研修実施者である著者らも感じた部分であり、ワークを中心として時間の延長が必要と考える。しかし、既に3時間以上の時間を要しているため、実施時間を延長する場合は、参加者の負担軽減を考えて、分割による実施も検討する必要がある。

なお、本稿では、性問題行動を判断する基準を試験的に提示したが、米国の研究(Bonner et al, 1995; Faller, 1993; Nancy, 2009; NCSBY, 2004)を根拠としている。キスや抱擁など、成人の性行動が文化によって異なることを考えると、子どもの性行動も文化によって異なる可能性は高い。日本の子どもの性問題行動を正確に判断するのであれば、まずは、日本の子どもの年齢に応じた一般的な性行動を調査する必要があるが、本邦においてこのような研究はなされていない。本研修プログラムを確かなものにするためには、この点に関する研究も不可欠である。

以上、本研修プログラムの完成度を高めるために必要な事柄を考察した。今後は、本研修プログラムの改善と実施を繰り返すとともに、性行動、性問題行動に関する最新の知見を取り入れつつ、プログラ

ムの完成度を高めることが課題である。なお、研修内容を現場に適用することの限界については、研修プログラムの完成度の高まりにより、一定の改善が見込まれると考える。

6. おわりに

児童養護施設における児童の性問題行動、児童間性暴力の予防は喫緊の課題である。本稿では、この課題に対処する1つの方法として児童養護施設職員向け研修プログラムの実践を扱った。しかし、この課題に効果的に取り組むには、児童養護施設入所児童に対する直接的なアプローチや、性問題行動が発生しづらい環境や生活ルールの構造化も並行して実践する必要があると考える。

謝辞

本研修プログラムに参加いただいた児童養護施設職員の方々、児童相談所職員の方々に感謝申し上げます。

文献

- Bonner, B.L., Walker, C., Berliner, L. (1995) Treatment Manual for cognitive-Behavioral Group Therapy for Children with Sexual Behavioral Problems. (<http://www.ncsby.org/pages/publications/CSBP%20Cognitive-behavioral%20child.pdf> より2008年10月取得)
- Faller, K.C. (1993) Child Sexual Abuse : Intervention and Treatment Issues (<https://www.childwelfare.gov/pubs/usermanuals/sexabuse/index.cfm> より2013年1月取得)
- Kellogg, N.D. (2009) Clinical Report— The evaluation of sexual behavior in Children. Pediatrics, 124 ; 992-998.
- 厚生労働省 (2014) 社会的養護の現状について (平成26年3月版) (厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf より2014年9月取得)
- 森田ゆり (2004) 新・子どもの虐待—生きる力が侵されるとき. pp. 42-55, 岩波書店.
- NCSBY (2004) NCSBY Fact Sheet Sexual Development and Sexual Behavior Problems in Children Ages 2-12 (<http://www.ncsby.org> より2008年10月取得)
- 西澤哲 (1994) 子どもの虐待—子どもと家族への治療的アプローチ. 誠信書房.
- 榊原文, 藤原映久 (2010) 児童相談所と児童養護施設との連携に基づく性 (生) 教育プログラムの取り組み. 子どもの虐待とネグレクト, 12; 288-294.
- 榊原文, 藤原映久 (2011) 児童養護施設入所児童に対する性 (生) 教育プログラムの効果測定. 子どもの虐待とネグレクト, 13; 396-408.
- 杉山登志郎, 海野千畝子 (2009) 児童養護施設における施設内性的被害加害の現状と課題. 子どもの虐待とネグレクト, 11; 172-181.
- 田嶋誠一 (2011) 児童福祉施設における暴力問題の理解と対応. pp.134-191, 金剛出版.
- 山口修平 (2011) 児童養護施設の性教育の実際—職員組織作りと児童に伝わる実践. 世界の児童と母性, 71; 46-52.
- 鎧塚理恵 (2010) 児童養護施設での性教育 性教育は「大切なわたし、大切なあなた」を子どもたちに伝えること. そだちと臨床, 8; 129-132.
- 吉野りえ (2011) 児童養護施設における性暴力への取り組みと課題—ある施設の実践を通して. 子どもと福祉, 4; 22-27.

(受稿 平成26年12月8日, 受理 平成26年12月15日)